

松川発電所ほか
取水設備等維持管理業務委託

特記仕様書

令和7年度

岩手県企業局 施設総合管理所

第1 一般的事項

1 適用業務

この特記仕様書は、「松川発電所ほか取水設備等維持管理業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、岩手県企業局発電所保守要則に基づき実施するものであり、発電所取水設備等の保安確保並びに発電取水の正常な機能確保に万全を期するとともに、発電施設周辺の除草等を行うことにより、発電施設及び設備の維持管理を行うことを目的とする。

3 業務概要

委託する業務は、概ね別紙1のとおりとする。

4 業務執行計画

- (1) 受注者は、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書の施工計画書の項目に準じて、業務執行計画書を作成し、監督職員に提出すること。
- (2) 業務執行計画書には、必ず、休日及び夜間の連絡先を3名以上明記すること。

5 業務の指示

- (1) 監督職員は、本業務のうち、作業実施時期が明記されていないものについては、必要の都度実施指示を行うものとする。なお、休日及び夜間等においては、監督職員以外の職員が実施指示をする場合がある。
- (2) 監督職員は、異常時等により当該発電所管理区域内の施設に障害があると認められた場合、又は障害が発生する恐れがあると判断される場合は、受注者と協議のうえ緊急的業務の実施の指示を行うことができるものとする。

6 安全管理

- (1) 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。
- (2) 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分把握し、事故を未然に防止すること。
- (3) 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、事故防止に努めること。
- (4) 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）又は河川の増水等により、作業が危険な状況と判断した場合には、受注者の判断で作業を一時中止することができる。ただし、作業を中止した場合には速やかに監督職員に連絡すること。

7 業務の報告

- (1) 受注者は、月ごとに監督職員へ業務成果等を報告すること。
- (2) 業務成果の報告書類は別紙2のとおりとし、速やかに提出すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり各施設の鍵を貸与するが、複製及び転貸は堅く禁ずる。
- (2) 受注者は、業務のため門扉等（車止め等を含む）を開けた場合は、出入りの都度必ず施錠すること。
- (3) 受注者は、業務完了後には貸与された鍵を速やかに返却すること。

第2 個別的事項

1 巡視点検除塵等業務（松川）

(1) 巡視点検（松川）

松川発電所水路工作物等の保安確保、並びに発電取水の正常な機能維持を目的とするもの。

ア 対象箇所

(ア) 松川取水設備：取水堰堤（ゴム堰含む）、取水口、魚道工、堰堤通廊、水門（操作盤等付属装置含む）、管理用道路及び施設周辺

(イ) 焼切川取水設備：取水堰堤、取水口、水槽（松川）、無名沢トンネル、水門・除塵機（操作盤等付属装置含む）、水圧管路、管理用道路及び施設周辺

(ウ) 松川発電所施設：水圧鉄管、放水路、発電所外部、管理用道路及び施設周辺

イ 実施日

巡視点検の実施日については、次の要項に基づき行うこと。ただし、天候その他の事由、又は当該日が祝日等の場合にはこの限りではない。

(ア) 4～5月、1～3月 監督職員の指示する日

(イ) 6～9月、12月 毎月第一水曜日

(ウ) 10、11月 毎月第一月曜日

ウ 実施方法

点検は定期巡視点検表（様式3-1）に基づいて行い、設備及び周辺の異常等を確認すること。また、取水スクリーン等に流木及び塵芥等がある場合には除塵を行うこと。

エ 作業体制及び時間

点検従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、点検時間は4時間を基準とする。

オ 特記事項

(ア) 巡視点検時に除塵の必要がある場合には、本項エに示す基準時間内で行うこと。

(イ) 塵芥量が多く、本項エに示す基準時間内に除塵ができない場合は、監督職員へ報告し協議すること。

(ウ) 巡視点検時に異常等が確認された場合は、速やかに監督職員へ報告すること。

(2) 除塵作業A（松川）

対象箇所の除塵作業を定期的実施するもの。

ア 対象箇所

松川取水口、水槽（松川）、第1取水庭、維持放流管、水圧鉄管下部（松川発電所構内）他

イ 実施日

除塵作業Aは、次の要項に基づき行うこと。ただし、天候その他の事由、又は当該日が祝日等の場合にはこの限りではない。また、巡視点検日と重複する場合は、巡視点検内で除塵を実施することとし、除塵作業Aは適用しない。

(ア) 4～5月 監督職員の指示する日（毎週2回、月曜日と金曜日を標準とする。）

(イ) 6～9、12月 毎週1回、水曜日

(ウ) 10、11月 毎週2回、月曜日と金曜日

(エ) 1～3月 監督職員の指示する日

ウ 実施方法

- (ア) 各取水設備の取水スクリーン等に付着した流木及び塵芥等、並びに水槽除塵設備により排出された流木及び塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。
- (イ) 除塵作業日誌（様式4-1）を記入すること。
- (ウ) 作業終了後は、速やかに除塵作業日誌を作成し、監督職員に FAX 又はメール等で報告すること。

エ 作業体制及び時間

作業従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、作業時間は2時間を基準とする。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

オ 特記事項

- (ア) 松川取水口での除塵作業により収集した流木及び塵芥等は、袋詰めの上無名沢トンネル入口上屋わきに運搬し、一時仮置きすること。その他の場合は、取水設備敷地内に置いておくこと。
- (イ) 自然に分解しないゴミ等がある場合は、分別し袋詰めの上取水設備敷地内に仮置きすること。
- (ウ) 冬期間において、作業に必要な通路や足場を確保するための除雪作業は、除塵作業Aに含めるものとする。なお、除雪作業は原則として除塵作業とあわせて基準時間内で行うものとする。

(3) 除塵作業B（松川）

各取水設備に流木及び塵芥等が付着・堆積し、正常に取水する機能を確保できない場合、監督職員の指示により実施するものであり、次の要項に基づいて実施すること。

ア 対象箇所

松川取水口、水槽（松川）、第1取水庭、維持放流管、水圧鉄管下部（松川発電所構内）他

イ 実施日

- (ア) 監督職員が、取水データ等から除塵が必要と判断し、除塵作業の指示をしたとき。
- (イ) 巡視点検等において基準時間内に除塵作業が終了しない場合、監督職員と協議の上作業延長の指示が出たとき。

ウ 実施方法

- (ア) 各取水設備の取水スクリーン等に付着した流木及び塵芥等又は水槽除塵設備により排出された流木及び塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。
- (イ) 除塵作業日誌（様式4-1）を記入すること。
- (ウ) 作業終了後は、速やかに除塵作業日誌を作成し、監督職員に FAX 又はメール等で報告すること。

エ 作業体制及び時間

作業従事者は、作業責任者1名及び作業員1名を基本とする。基準時間は特に設けないが、概ね2時間を超えるような長時間にわたって作業を継続しなければならない場合は、監督職員にその旨を報告すること。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

オ 特記事項

- (ア) 松川取水口での除塵作業により収集した流木及び塵芥等は、袋詰めの上無名沢トンネル入口上屋わきに運搬し、一時仮置きすること。その他の場合は、取水設備敷地内に置いておくこと。
- (イ) 自然に分解しないゴミ等がある場合は、分別し袋詰めの上取水設備敷地内に仮置きすること。
- (ウ) 除塵作業Bを適用し、施設の維持管理上必要な業務、又は緊急的な業務を指示することがある。なお、除塵以外の主な作業は、倒木処理作業、立木の枝払い作業、人力除雪作業、土砂吐作業、岩石除去作業及び用地境界杭の管理作業などである。

2 巡視点検除塵等業務（柏台）

(1) 巡視点検（柏台）

柏台発電所水路工作物等の保安確保、並びに発電取水の正常な機能維持を目的とするもの。

ア 対象箇所

第一取水口、第一導水路、第二導水路、水槽（柏台）、余水路、水圧管路、展望施設、発電所外部、放水路、水門・除塵機（操作盤等付属装置含む）、各管理用道路及び各施設周辺

イ 実施日

巡視点検の実施日については、次の要項に基づき行うこと。ただし、天候その他の事由、又は当該日が祝日等の場合にはこの限りではない。

(ア) 4～5月、1～3月 監督職員の指示する日。

(イ) 6～9月、12月 毎月第一水曜日。

(ウ) 10、11月 毎月第一月曜日。

ウ 実施方法

点検は定期巡視点検表（様式3-2）に基づいて行い、設備及び周辺の異常等を確認すること。また、取水スクリーン等に流木及び塵芥等がある場合には除塵を行うこと。

エ 作業体制及び時間

点検従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、点検時間は3時間を基準とする。

オ 特記事項

(ア) 巡視点検時に除塵の必要がある場合には、本項エで示す基準時間内で行うこと。

(イ) 塵芥量が多く、本項エで示す基準時間内に除塵ができない場合は、監督職員へ報告すること。

(ウ) 巡視点検時に異常等が確認された場合は、速やかに監督職員へ報告すること。

(2) 除塵作業A（柏台）

対象箇所の除塵作業を定期的実施するもの。

ア 対象箇所

第一取水口、水槽（柏台）、維持放流管他

イ 実施日

除塵作業Aは、次の要項に基づき行うこと。ただし、天候その他の事由、又は当該日が祝日等の場合にはこの限りではない。また、巡視点検日と重複する場合は、巡視点検内で除塵を実施することとし、除塵作業Aは適用しない。

(ア) 4～5月 監督職員の指示する日。（毎週3回、月、水、金曜日を標準とする。）

(イ) 6～9月、12月 毎週1回、水曜日。

(ウ) 10、11月 毎日

(エ) 1月～3月 監督職員の指示する日。

ウ 実施方法

(ア) 取水設備の取水スクリーン等に付着した流木及び塵芥等、並びに水槽除塵設備により排出された流木及び塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。

(イ) 除塵作業日誌（様式4-2）を記入すること。

(ウ) 作業終了後は、速やかに除塵作業日誌を記入し、監督職員に FAX 又はメール等で報告すること。

エ 作業体制及び時間

作業従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、作業時間は1時間を基準とする。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

オ 特記事項

- (ア) 除塵作業により収集した流木及び塵芥等は、適宜水槽（柏台）ストックヤードに運搬すること。
- (イ) 自然に分解しないゴミ等がある場合は、分別し袋詰めのうち取水設備敷地内に仮置きすること。
- (ウ) 塵芥処分先で受け入れ不可となる流木等(太さ 15 cm・長さ 50 cmを超過)は分別、仮置きすること。
- (エ) 冬期間において、作業に必要な通路や足場を確保するための除雪作業は、除塵作業Aに含めるものとする。なお、除雪作業は原則として除塵作業とあわせて基準時間内で行うものとする。

(3) 除塵作業B（柏台）

取水設備に流木及び塵芥等が付着・堆積し、正常に取水する機能を確保できない場合、監督職員の指示により実施するものであり、次の要項に基づいて実施すること。

ア 対象箇所

第一取水口、水槽（柏台）、維持放流管他

イ 実施日

- (ア) 監督職員が、取水データ等から除塵が必要と判断し、除塵作業の指示をしたとき。
- (イ) 巡視点検等において基準時間内に除塵作業が終了しない場合、監督職員と協議のうち作業延長の指示が出たとき。

ウ 実施方法

- (ア) 取水設備の取水スクリーン、沈砂池等の流木及び塵芥等又は水槽除塵設備により排出された流木及び塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。
- (イ) 除塵作業日誌（様式4-2）を記入すること。
- (ウ) 塵芥処分先で受け入れ不可となる流木等(太さ 15 cm・長さ 50 cmを超過)は分別、仮置きすること。
- (エ) 作業終了後は、速やかに除塵作業日誌を記入し、監督職員に FAX 又はメール等で報告すること。

エ 作業体制及び時間

作業従事者は、作業責任者1名及び作業員1名を基本とする。基準時間は特に設けないが、概ね2時間を超えるような長時間にわたって作業を継続しなければならない場合は、監督職員にその旨を報告すること。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

オ 特記事項

- (ア) 除塵作業により収集した流木及び塵芥等は、適宜水槽（柏台）ストックヤードに運搬すること。
- (イ) 自然に分解しないゴミ等がある場合は、分別し袋詰めのうち取水設備敷地内に仮置きすること。
- (ウ) 塵芥処分先で受け入れ不可となる流木等(太さ 15 cm・長さ 50 cmを超過)は分別、仮置きすること。
- (エ) 除塵作業Bを適用し、施設の維持管理上必要な業務、又は緊急的な業務を指示することがある。
なお、除塵以外の主な作業は、倒木処理作業、立木の枝払い作業、人力除雪作業、土砂吐作業（ゲート操作含む）、岩石除去作業及び用地境界杭の管理作業などである。また、北ノ又第三発電所での作業についても、本業務を適用し依頼する場合がある。

(4) 塵芥積込作業

柏台水槽ストックヤードの塵芥について、当局が別途発注する処分業務で用意した運搬用トラックへ、トラクタショベル等を用い積込むもの。また、作業に必要なトラクタショベル等の資材は受注者にて用意すること。

3 管理用道路等維持管理業務

(1) 竹竿撤去・設置作業

ア 対象箇所

松川取水堰堤管理用道路、松川発電所管理用道路、柏台水槽周囲、北ノ又第三発電所周囲

イ 実施日

作業の実施日は、概ね次に示す時期に行うものとする。

(ア) 竹竿撤去作業は、融雪が始まり管理用道路の路面が露出した時点で、全路線を速やかに実施すること。

(イ) 竹竿設置作業は、概ね11月中旬頃までに全路線を完了すること。

ウ 実施方法

(ア) 竹竿撤去作業は、既設竹竿を撤去し運搬車両に積み込み、北ノ又発電所等保守点検施設車庫内に収納すること。

(イ) 竹竿撤去作業を行う際は、当初設置されていた位置を現地、あるいは図面等に記録し、竹竿設置作業に備えること。

(ウ) 竹竿設置作業は、撤去作業において収納した竹竿を記録していた位置に転倒することの無いよう設置すること。

エ 特記事項

(ア) 本作業は、冬期間における管理用道路除雪作業において、道路幅員の指標等が目的であるため、降雪前に作業を完了すること。

(イ) 竹竿が劣化又は破損している場合は、撤去時に本数を確認し、補充数量を監督職員に報告すること。

なお、劣化又は破損した竹竿は各発電所ごとに集め、0.5m程度に裁断したうえで柏台水槽ストックヤードへ搬入すること。

(ウ) 補充する竹竿については、竹竿設置作業着手までに当局から支給するものとする。

(2) 排水施設（側溝、柵）清掃作業

ア 作業箇所

作業箇所は、次に示す路線等の側溝、柵とする。

(ア) 松川：松川取水堰堤管理用道路、松川取水堰堤周囲、松川取水堰堤法面、焼切川取水堰堤管理用道路、松川発電所水圧管路周囲、松川発電所管理用道路、松川発電所周囲

(イ) 柏台：柏台第一取水口駐車場周囲、柏台水槽管理用道路、柏台水槽周囲、柏台第二導水路管理用道路、柏台水圧管路管理用道路、展望施設駐車場周囲、柏台発電所管理用道路、柏台発電所周囲

イ 実施日

作業は、概ね融雪や降雨、秋季落葉等の時期における出水時及び出水後に行うものであり、監督職員の指示を受けてから実施すること。なお、実施基準は次のとおりとする。

(ア) 側溝清掃：側溝内に塵芥及び土砂が堆積し、雨水等の排水機能を維持できない時に監督職員へ報告を行い、清掃作業の指示を受けたとき。

(イ) 柵清掃：柵内に塵芥及び土砂が堆積し、雨水等の排水機能を維持できない時に監督職員へ報告を行い、清掃作業の指示を受けたとき。

ウ 実施方法

側溝、柵及び路面を人力にて清掃する。ただし、清掃で用いる用具等は受注者で準備すること。

有蓋の側溝は、蓋を外して清掃し、清掃前後の写真を撮影すること。

エ 特記事項

各作業箇所について、事前に現地踏査を行い、作業延長等を把握すること。

(3) 除草

ア 作業箇所

(ア) 機械除草・集草・積込運搬の作業箇所は次に示す路線等とする。

松川取水堰堤管理用道路、柏台発電所管理用道路

(イ) 機械除草の作業箇所は、次に示す路線等とする。

松川取水堰堤周囲、松川取水堰堤法面(側溝周り)、焼切川取水堰堤管理用道路、焼切川取水堰堤周囲、

松川発電所水圧管路上部、松川発電所水圧管路周囲、松川発電所管理用道路、

柏台第一取水口管理用道路、柏台第一取水口周囲、柏台水槽管理用道路、柏台水槽周囲、

柏台第一導水路上部、柏台第二導水路管理用道路、柏台水圧管路管理用道路、

展望施設周囲(駐車場周り) 柏台放水路管理用道路、水管橋下、埋設水圧管路周囲、

北ノ又第三発電所周囲

(ウ) 人力除草の作業箇所は、次のとおりとする。

松川発電所内公園、柏台第一取水口管理用道路(階段周り)、柏台水槽周囲(植樹周り)、

柏台発電所周囲(植樹周り)、展望施設周囲(階段周り)

イ 実施日

作業は、年2回とし、1回目は概ね5月下旬頃から着手し、2回目は概ね8月下旬から着手すること。なお、天候等の影響による草の生育状況により、着手時期について協議することがある。また、その他に実施する箇所がある場合は、監督職員が別に指示し、受注者はその指示に従い実施すること。

ウ 作業方法

(ア) 各管理用道路は、その道路の両側を刈るものとし、幅は1mとする。ただし、柏台発電所周囲(植樹周り)及び柏台発電所周囲(展望施設階段)は幅1.5m、埋設水圧管路周囲は幅2m、水管橋下は幅4mを刈るものとする。

(イ) 各施設周辺は、現地に設置されている杭等により作業範囲を確認し、その範囲内を行うこと。

(ウ) 作業実施後、刈った草等が側溝及び柵等に落ちた場合は、速やかに清掃を行うこと。

(エ) 機械除草において、集草・積込した草は、柏台水槽ストックヤードへ搬入すること。

エ 特記事項

受注者は、除草後における現地踏査により除草面積に過不足があった場合は、面積図及び面積計算書を添えて速やかに報告すること。この報告があった場合、監督職員は現地確認を行い、必要があると認めた場合は施工面積の変更を行うものとする。

4 その他

(1) 発電施設の機能を正常に確保するため、緊急もしくは小規模で材料が必要となる修繕の必要が生じた場合は受注者と協議のうえ作業を指示する場合がある。

(2) 柏台第一取水口管理用道路は国有林野使用許可を得て使用しており、車両通行禁止のため県道脇駐車場から徒歩で通行すること。

【松川発電所】

1 巡視点検除塵等業務

(1) 巡視点検 (2名作業、4時間、毎月1回)	12回
(2) 除塵作業	
ア 除塵作業A (2名作業、定期)	94時間
イ 除塵作業B (2名作業、不定期)	50時間 (予定)

2 管理用道路等維持管理業務

(1) 竹竿撤去	99本
(2) 竹竿設置	99本 (撤去と同数)
(3) 側溝清掃 (蓋有・人力)	240m
(4) 側溝清掃 (蓋無・人力)	1,450m
(5) 柵清掃 (人力)	7箇所
(6) 機械除草・集草・積込運搬	1,600m ² (2回分/年)
(7) 機械除草 (肩掛式)	16,500m ² (2回分/年)
(8) 人力除草	1,300m ² (2回分/年)

【柏台発電所】

1 巡視点検除塵等業務

(1) 巡視点検 (2名作業、3時間、毎月1回)	12回
(2) 除塵作業	
ア 除塵作業A (2名作業、定期)	100時間
イ 除塵作業B (2名作業、不定期)	70時間 (予定)
(3) 塵芥積込作業	1回 (予定)

2 管理用道路等維持管理業務

(1) 竹竿撤去	70本
(2) 竹竿設置	70本 (撤去と同数) (北ノ又第三発電所分 51本を含む)
(3) 側溝清掃 (蓋有・人力)	150m
(4) 側溝清掃 (蓋無・人力)	1,640m
(5) 柵清掃 (人力)	66箇所
(6) 機械除草・集草・積込運搬	1,300m ² (2回分/年)
(7) 機械除草 (肩掛式)	14,100m ² (2回分/年) (北ノ又第三発電所分 213m ² を含む)
(8) 人力除草	1,000m ² (2回分/年)

別紙2

提出書類等一覧

	項 目	部数	備 考
施工前	業務工程表	1	契約締結後7日以内
	主任技術者通知書、経歴書	1	"
	業務執行計画書	2	契約締結後速やかに提出、1部返却
業務集計表	松川・柏台業務集計表（巡視点検・除塵作業）様式1-1	1	翌月の5日以内に提出(休日の場合は次の営業日)
	松川業務集計表（道路維持）様式1-2	1	"
	柏台業務集計表（道路維持）様式1-3	1	"
	松川・柏台業務集計表（除塵作業増員）様式1-4	1	"
業務月別内	松川業務月別内訳表（巡視点検・除塵作業）様式2-1	1	翌月の5日以内に提出(休日の場合は次の営業日)
	柏台業務月別内訳表（巡視点検・除塵作業）様式2-2	1	"
	松川業務月別内訳表（道路維持）様式2-3	1	"
	柏台業務月別内訳表（道路維持）様式2-4	1	"
	松川業務月別内訳表（除塵作業増員）様式2-5	1	"
	柏台業務月別内訳表（除塵作業増員）様式2-6	1	"
定期巡視点検表	松川発電所水路工作物等定期巡視点検表（1ヶ月）様式3-1	1	実施後7日以内に提出
	柏台発電所水路工作物等定期巡視点検表（1ヶ月）様式3-2	1	"
除塵作業日誌	松川除塵作業日誌 様式4-1	1	実施後速やかに、FAX又はメール等での提出可
	柏台除塵作業日誌 様式4-2	1	"
作業報告書	塵芥積込作業報告書 様式5-1	1	実施した時のみ翌月の5日以内に提出 (休日の場合は次の営業日)
	塵芥運搬量報告書 様式5-2	1	"
	竹竿撤去・設置作業報告書 様式6-1	1	"
	清掃作業報告書 様式6-2	1	"
	除草作業報告書（機械除草） 様式6-3	1	"
	除草作業報告書（人力除草） 様式6-4	1	"
	除草作業報告書（機械除草・集草・積込運搬） 様式6-5	1	"
その他	状況写真	1	各報告書に添付のこと
	打合せ議事録	1	打合せ終了後、速やかに提出
施工後	業務完了報告書	1	業務完了後速やかに提出
備考	<p>図面以外の提出書類は指定のない限りすべてA4判とする。</p> <p>※提出書類のうち、該当する事項が無い場合は、その書類は提出不要とする。</p> <p>※報告書等様式については、必要により変更するものとする。</p>		

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>() 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>(○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		△	
DRAWING	図面		△	
PHOTO	写真		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		年 月	

〔備考〕

○ 電子納品チェックシステムによるチェック

・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __

・チェック実施年月日： __年__月__日

○ CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容

・1/〇：__

・2/〇：__